



# 秋田県公報

## 目次

ページ

告示：  
 皆伐面積の限度（一〇四・森林整備課）…………… 3  
 保安林の指定施業要件の変更予定（一〇五・森林整備課）…………… 1

## 告 示

秋田県告示第四百号  
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）を次のとおり公表する。

平成十七年二月一日

秋田県知事 寺田典城

米代川中流	五二六・六八	二〇三・三二	大館市、鷹巣町、比内町、田代町
米代川上流	九〇三・四〇	七二・七六	鹿角市、小坂町
同一の単位とされる保安林	水源かん養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）	所在市町村
	皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）		

子吉川上流	四六一・五五	七三・二七	矢島町、鳥海町、羽後町
子吉川下流	一三八・五八	四六・二三	本荘市、岩城町、由利町、大内町、東由利町
雄物川上流	六六五・八八	一一五・〇二	湯沢市、雄勝町、羽後町
皆瀬川	四八五・二二	一六五・三八	増田町、稲川町、東成瀬村、皆瀬村
平鹿地区	四二二・六一	四九・〇九	横手市、平鹿町、大森町、雄物川町、山内村
川口川	二五八・五四	三一・一五	大曲市、中仙町、太田町、美郷町（旧六郷町）、旧千畑町、旧仙南村の区域）
玉川	八五八・六四	八三・五六	角館町、田沢湖町、西木村
雄物川下流	三六四・〇二	六六・五八	秋田市（旧河辺町の区域を除く）、神岡町、西仙北町、協和町、南外村
太平川	一八六・八四	五・三六	秋田市（旧河辺町の区域を除く）
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市
馬場目川	一四三・四二	六・五七	五城目町、昭和町
三種川	四六・九二	三〇・九六	琴丘町、山本町
水沢川	三〇三・二八	八四・〇〇	八森町、峰浜村
米代川下流	四五七・九六	七七・七六	能代市、二ツ井町、藤里町
阿仁川	九七二・八三	九三・六二	森吉町、阿仁町、合川町、上小阿仁村

男鹿	八竜	峰浜	八森防風保安林	金浦	本荘・西目	秋田南	天王・秋田北	若美	男鹿	八竜	能代	峰浜飛砂防備保安林	同一の単位とされる保安林	白雪川
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		一七九・五八
一二・四〇	〇・二四	〇・三八	〇・五八	〇・一〇	六・八八	二三・四四	一・〇八	〇・六六	一・二六	〇・四〇	一七・六二	九・二四	皆伐面積の限度 たる面積 (残存許容限度) (ヘクタール)	八・三〇
男鹿市	八竜町	峰浜村	八森町	金浦町	本荘市、西目町	秋田市(旧河辺町、旧雄和町の区域を除く)	秋田市(旧河辺町、旧雄和町の区域を除く)、天王町	若美町	男鹿市	八竜町	能代市	峰浜村	所在市町村	仁賀保町、象潟町、西目町

皆瀬川	平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平川	男鹿地区	馬場目川	三種川	米代川下流	阿仁川	米代川中流	米代川上流干害防備保安林	秋田南	若美防風保安林
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
七・〇〇	一・一二	三・二六	四・七四	七・九〇	一・〇〇	一・二〇	二二・二六	三三・四〇	〇・九六	一・八二	二三・四二	〇・六四	〇・六二	〇・〇二
東成瀬村、皆瀬村	横手市、山内村	大曲市、中仙町、美郷町(旧千畑町の区域)	田沢湖町	秋田市(旧河辺町、旧雄和町の区域)、協和町	秋田市(旧河辺町、旧雄和町の区域を除く)	男鹿市	昭和町	琴丘町、山本町	藤里町	阿仁町、合川町	大館市、鷹巣町、比内町、田代町	鹿角市	秋田市(旧河辺町、旧雄和町の区域を除く)	若美町

雄物川上流干害防備保安林	三・五八	湯沢市、雄勝町
子吉川下流	一・九六	本荘市、大内町
子吉川上流	二・三四	鳥海町
白雪川	二・九四	仁賀保町、象潟町
秋田保健保安林	三・八二	秋田市(旧河辺町、旧雄和町の区域を除く)
河辺	〇・六二	秋田市(旧河辺町の区域)
角館	〇・六四	角館町
田沢湖	二・五八	田沢湖町
皆瀬	〇・二四	皆瀬村
本荘	〇・一〇	本荘市

秋田県告示第百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

平成十七年二月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
男鹿市五里合鮎川字十文字七四の一、字寺台一一
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 変更予定に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (2)(1) 主伐は、択伐による。
  - (2)(2) 主伐として伐採することができる立木は、男鹿市に係る森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐として伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が十分の八以上である箇所とする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
  - 次のとおりとする。
  - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄